

日医発第 1595 号(生教) 令和 4 年 11 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長 松 本 吉 郎 (公印省略)

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床 実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価す るために大学が共用する試験を定める省令等について(通知)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省医政局長から標記通知がありましたので、ご連絡申し上げます。良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)第5条による改正後の医師法(昭和23年法律第201号。以下「法」という。)第17条の2第1項により、いわゆる共用試験の公的化が図られました(令和5年4月1日施行。以下、医師法を参照。)。

●医師法 (参考:抜粋)

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第十七条の二 大学において医学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床 実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価 するために大学が共用する試験として<u>厚生労働省令で定めるもの</u>に合格した ものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師 の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業 (政令で定めるものを除く。次条において同じ。)をすることができる。

(下線部:日本医師会)

今般、法第17条の2に規定する「厚生労働省令で定めるもの」が、厚生労働省令第153号(以下「共用試験省令」という。)として定められました。

また、共用試験省令第2条第3項第3号では、共用試験実施機関の指定要件の1つとして、「行おうとする共用試験が、厚生労働大臣が定める基準に適合するものであること」と規定していることから、当該基準を厚生労働省告示第324号として定めたものであります。

省令等の概要につきましては、添付資料2.のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下関係医療機関 等に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- 1. 医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が 臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを 評価するために大学が共用する試験を定める省令等について(通知) (令4.11.7 医政発 1107 第8号 日本医師会長宛 厚生労働省医政局長通 知)
- 2. 医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が 臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを 評価するために大学が共用する試験を定める省令等について(通知)(別紙) (令4.11.7 医政発 1107 第 7 号 厚生労働省医政局長通知)

医政発 1107 第 8 号 令和 4 年 11 月 7 日

(別 記) 殿

厚生労働省医政局長 (公印省略)

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する 学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有して いるかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令等 について(通知)

標記について、別紙のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

(別記)

- · 公益社団法人 日本医師会会長
- ·公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構理事長
- •一般社団法人 全国医学部長病院長会議会長
- ・国立大学医学部長会議常置委員会委員長
- •一般社団法人 日本私立医科大学協会会長
- ·一般社団法人 日本医学教育評価機構理事長
- ·一般社団法人 日本医学教育学会理事長
- 文部科学省高等教育局長
- ・防衛省人事教育局長

医 政 発 1107 第 7 号 令 和 4 年 11 月 7 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公印省略)

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する 学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有して いるかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令等 の公布について(通知)

医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令(令和4年厚生労働省令第153号)及び医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和4年厚生労働省告示第324号)については、別添のとおり公布されました。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、関係者等に対し、周知をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

○ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療 法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)第5条による改正後の医 師法(昭和23年法律第201号。以下「法」という。)第17条の2第1項は、 大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識 及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験とし て厚生労働省令で定めるもの(以下「共用試験」という。)に合格した医学生 について、法第17条の規定にかかわらず、医師の指導監督のもとに一定の医 業を行うことができることとしている。

- 以上のことから、共用試験に係る省令を定める必要性を踏まえ、医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令(以下「共用試験省令」という。)を定める。
- また、共用試験省令第2条第3項第3号では、厚生労働大臣が共用試験を 実施する機関(以下「共用試験実施機関」という。)を指定する際の要件の1 つとして、共用試験実施機関が行おうとする共用試験が、厚生労働大臣が定 める基準に適合することを求めている。
- 以上のことから、共用試験省令第2条第3項第3号に規定する厚生労働大 臣が定める基準を定める告示を定める。

2. 改正の概要

- 共用試験について、以下の内容その他所要の規定を定める省令を定める。
 - ・共用試験は、共用試験実施機関が実施するものとすること
 - ・共用試験実施機関の指定、指定の条件、指定の取消し等
 - ・共用試験実施機関に対する報告の請求及び指示
 - ・医師法の一部改正等に伴う経過措置
- 共用試験省令第2条第3項第3号に規定する厚生労働大臣が定める基準について、以下の内容その他所要の規定を定める告示を定める。
 - ・共用試験は、毎年度、本試験及び本試験を受けることができなかった者 又は本試験で合格しなかった者を対象とした試験が、それぞれ少なくと も1回行われること
 - ・共用試験は、学科試験及び実技試験によって行うこと
 - ・合格基準が適切なものであること
 - ・合否の判定に対して異議の申立てができること
 - ・共用試験に合格した者に対し、合格証書を交付すること
 - ・障害、疾病その他の事由により受験上の配慮を要する受験者について、 適切な配慮を行うこと。
- 3. 施行期日及び適用期日
- 令和5年4月1日

以上

令和四年十一月一日

能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令を次のように定める。第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十七条の二第一項の規定に基づき、医師法第十七条の二〇厚生労働省令第百五十三号

官

(この省令の趣旨) 前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を 医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する

第一条 るかどうかを評価するために大学が共用する試験(以下「共用試験」という。)に関しては、 大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有してい 令の定めるところによる。 (共用試験実施機関の指定) 医師法(昭和二十三年法律第二百一号。以下「法」という。)第十七条の二第一項に規定する、 この省

第二条 共用試験は、 ものとする 「厚生労働大臣が指定する機関(以下「共用試験実施機関」という。)が実施する

前項の指定は、共用試験を行おうとする者の申請により行う。

3 号に掲げる要件(以下「指定要件」という。)を満たしていると認めるときでなければ、 っこ曷ずる要牛(以下「旨定要件」という。)を満たしていると認めるときでなければ、共用試験実厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けたものがなく、かつ、前項の申請が次の各語するます。 機関の指定をしてはならない。

ために適切なものであること。 職員、設備、共用試験の実施に関する事務 !の事項についての共用試験事務の実施に関する計画が、共用試験事務の適正かつ確実な実施の (以下「共用試験事務」という。)の実施の方法その 2

礎を有するものであること。 前号の共用試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基

4 定をしてはならない。 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、 行おうとする共用試験が、厚生労働大臣が定める基準に適合するものであること。 共用試験実施機関の指

申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

れがあること。 申請者が、その行う共用試験以外の業務により共用試験を公正に実施することができないおそ

ない者であること。 申請者が、第七条の規定により指定を取り消され、 その取消しの日から起算して二年を経過し

第三条 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、 生労働大臣に提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載した申請書を厚

名称及び主たる事務所の所在地

共用試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

定款及び登記事項証明書

申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末における貸借対照表及び財産目録

指定の申請に関する意思の決定を証する書類 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

役員の氏名及び略歴を記載した書類

現に行っている業務の概要を記載した書類

八七六五四 共用試験事務の実施に関する計画を記載した書類

前条第三項第三号の基準を満たすことについて記載した書類

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、 第四条 第二条第一項の規定による指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。 共用試験実施機関に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

か

(共用試験実施機関の名称の変更等の届出)

所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働第五条 共用試験実施機関は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は共用試験事務を行う事務 大臣に提出しなければならない。

所の名称若しくは所在地 変更後の共用試験実施機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は共用試験事務を行う事務

変更しようとする年月日

変更の理由

掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 共用試験実施機関は、共用試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、

二 新設し、又は廃止しようとする事務所において共用試験事務を開始し、一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地 又は廃止しようとする

三 新設又は廃止の理由

(報告の請求及び指示)

第六条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、 験に関し必要な報告を求めることができる。 共用試験実施機関に対して、 その行う共用試

(指定の取消し) めるときは、共用試験実施機関に対して必要な指示をすることができる。めるときは、共用試験実施機関に対して必要な指示をすることができる。 厚生労働大臣は、共用試験又は共用試験事務の実施の状況が指定要件に照らして適当でないと認

第七条 厚生労働大臣は、共用試験実施機関が第二条第四項第一号又は第二号に該当するに至ったと

2 ことができる。 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、きは、共用試験実施機関の指定を取り消さなければならない。 共用試験実施機関の指定を取り消す

共用試験実施機関が、第四条第一項の条件に違反したとき。共用試験実施機関が、前条第二項の規定による指示に従わないとき。共用試験又は共用試験実施機関が、指定要件を満たさなくなったと認められるとき。

(公示)

第八条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならな

前条の規定により指定を取り消したとき。 第二条第一項の規定による指定をしたとき。

(施行期日)

第一条 この省令は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等 和五年四月一日。附則第三条において「施行日」という。)から施行する。ただし、次条の規定にの一部を改正する法律(令和三年法律第四十九号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日 公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この省令を施行するために必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うこ とができる。

(医師法の一部改正等に伴う経過措置)

第三条 施行日前に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(以下「大学」という。) に合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第十七条の二第一項の規定により厚生労働省令で能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるもの 定める試験に合格したものとみなす。 において医学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技

和二十九年法律第百六十五号)第百十五条の二十六の規定の適用については、本則の規定にかかわ者であって、施行日前に前項に規定する厚生労働大臣が定める試験に合格したものは、自衛隊法(昭 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十六条第一項第一号の教育訓練を受けている 法第十七条の二第 一項の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす

○厚生労働省告示第三百二十四号

第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次 条第三項第三号の規定に基づき、医師法第十七条 同目前においてもこの告示を適用する。 ただし、同令附則第二条に基づき、同令の施行前 のように定め、令和五年四月一日から適用する。 及び技能を具有しているかどうかを評価するため る学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識 省令(令和四年厚生労働省令第百五十三号)第1 かを評価するために大学が共用する試験を定める に修得すべき知識及び技能を具有しているかどう いて医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前 に大学が共用する試験を定める省令第二条第三項 に行う必要がある手続その他の行為においては、 灰師法第十七条の二第一項に規定する大学にお 「第一項に規定する大学において医学を専攻す

令和四年十一月一日

有しているかどうかを評価するために大学 開始する前に修得すべき知識及び技能を見 が共用する試験を定める省介第二条第三項 において医学を専攻する学生が臨床実習を 医師法第十七条の二第一項に規定する大学 一号に規定する厚生労働人臣が定める基 厚生労働大臣

に修得すべき知識及び技能を具有しているかどう いて医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前 医師法第十七条の二第一項に規定する大学にお

> 省令(令和四年厚生労働省令第百五十三号。以下 かを評価するために大学が共用する試験を定める 規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のとお 共用試験省令 定する防衛医科大学校(以下「各大学等」と という。)を対象として、各大学及び同法に現 の教育訓練を受けている者(以下「医学生等」 専攻する学生及び防衛省設置法(昭和二十九 年法律第百六十四号) 第十六条第 ⊼学(以下「大学」というご)において医学を 共川試験省令第一条に規定する共用試験 (昭和二十二年法律第二十六号)に規定する (以下「共用試験」というごは、学校教育法 という。第二条第三項第三号に 「項第一号

- 回行われるものであること。 を対象とした試験が、それぞれ少なくとも一 きなかった者又は本試験に合格しなかった者 う。以下同じ。)及び本試験を受けることがで において各年度内に初めて行われるものをい いうじにおいて、毎年度、本試験(各大学等
- 二 共用試験は、学科試験及び実技試験によっ ものであること。 て行い、実技試験は次のいずれにも該当する 全ての受験者が同一 の科目を受験するこ
- ととされていること。 試験の科目及びその数が適切であるこ
- 受験者を評価する者の評価能力の向上及
- び評価の質の保証のための取組が実施され ていること。
- ニー実技試験で行う医療血接(特定の個人の 同じ。)の模擬患者(医療而接において患者 る情報を得るために行う而接をいう。以下 対応の質の保証のための取組が実施されて を演ずる者をいう。の対応能力の向上及び 病歴その他の当該個人の心身の状態に関す
- 関係者の意見を聴いて定められ、かつ、臨床 ること 実習に参加する医学生等の知識及び技能を評 立てをすることができる体制が整備されてい 価するために適切なものであること。 台否の判定に対して、受験者が、異議の申 共用試験の合格基準が、各大学等その他の